一般社団法人 投資信託協会 会長 松谷 博司 殿

> ベアリングス・ジャパン株式会社 代表取締役社長 華 文傑 卿

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第 17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2022 年 9 月末現在の委託会社の資本金の額: 250,000,000 円

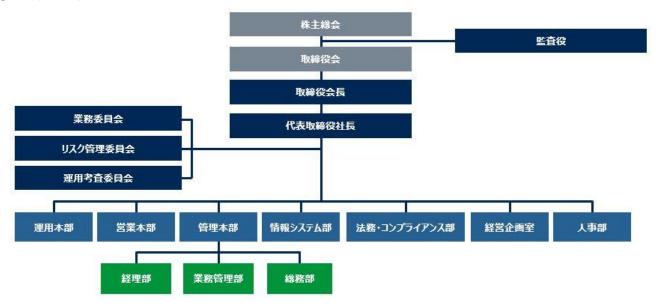
発行可能株式総数: 12,000 株

発行済株式総数: 5,000 株

最近5年間における資本金の額の増減: 該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

① 会社の組織図



経営管理態勢

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上10名以内の取締役で構成し、監査役は2名以内とします。当社の取締役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任するものとし、累積投票によらないものとします。取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了のときに満了とし、補欠または増員により新たに選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残存期間とします。監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときに満了し、退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとします。

取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を選任するものとし、また必要に応じて取締役の中から会長

1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役を選定することができます。取締役会は、代表取締役がこれを招集します。代表取締役がこれを招集できないときは、取締役会が定める他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日から3日前に各取締役および監査役にこれを発するものとします。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、これを短縮し、招集手続を経ないで、これを開くことができます。

取締役会の議長は、代表取締役がこれに当たり、代表取締役に事故があるときは、取締役会が定める他の取締役がこれに当たります。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行います。取締役会の議事ならびにその他法令に定める事項について議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または署名あるいは電子署名し、当社にこれを保管するものとします。取締役会の議事録の写しは欠席取締役および欠席監査役に送付します。

② 運用の基本プロセス

当社は、債券の運用にあたっては、当社において運用の指図を行う一方で、取引の執行および運用の管理をロンドンに拠点を置くベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)に委託します。

当社は、アジア(除く、日本)株式の運用にあたっては、ベアリングス・シンガポール・ピィーティーイー・エルティディ(シンガポール法人)に、それ以外の株式の運用にあたっては、ロンドンに拠点を置くベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)に、それぞれ運用指図に関する権限を委託(以下、「運用の外部委託先」)します。

委託会社およびベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)ならびにベアリングス・シンガポール・ピィーティーイー・エルティディ(シンガポール法人)が属する「ベアリングス」とは、世界主要国に拠点を置き、グローバルな金融サービスを提供する企業グループであり、進化するお客様の投資ニーズに応えることを最大の目的としています。革新的な投資ソリューションと、パブリック市場およびプライベート市場双方における差別化された投資機会へのアクセスをご提供します。

当社および運用の外部委託先におけるポートフォリオ構築体制は以下のとおりです。

●債券(通貨を含む)運用体制 パブリック債券責任者 グローバル・ソブリン債券責任者 先進国ソブリン債券チーム 先進国ソブリン債券ポートフォリオ構築グループ

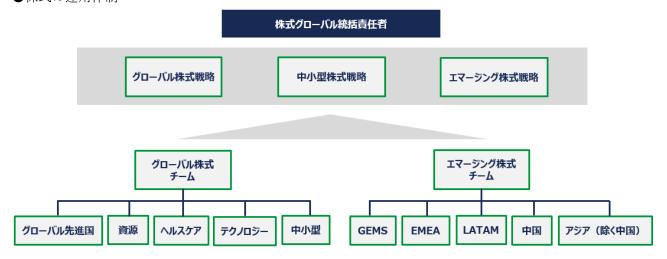
意思決定プロセスの概要

調査:ファンド・マネジャーおよびアナリストは各自担当する市場及び通貨についてトップダウンによる綿密なファンダメンタルズ調査を行います。これらの調査を基にマクロ経済に関する複数のグローバル・シナリオを作成します。

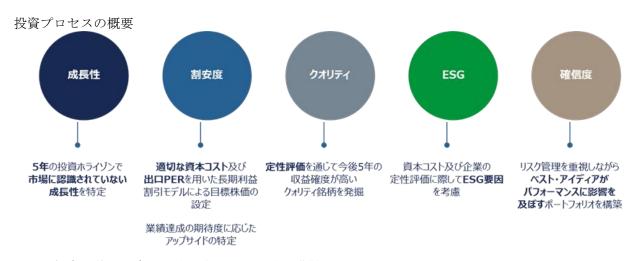
投資戦略の決定:各シナリオにおける金利・為替水準およびクレジットのスプレッド水準を予測し、主要市場の期待リターンを導き出します。シナリオ別の最適化とトラッキング・エラー分析を実行し、どのシナリオが実現してもリスクが限定されかつアウトパフォーマンスの確率の高いモデル・ポートフォリオを構築します。なお、取引の執行については、債券専任のトレーダーが行う体制です。

ポートフォリオの構築:モデル・ポートフォリオをファンドのガイドラインに沿って調整し、ポートフォリオを作成します。

●株式の運用体制



「成長性から見て株価が割安な銘柄」(Growth at a Reasonable Price、GARP) を株式投資哲学としています。 企業の長期的な利益成長が株式市場のパフォーマンスの原動力であると考えており、市場に認識されていない 成長機会を発掘するには、今後 5 年で高い利益成長を達成する可能性が高く、強固なビジネス基盤や財務体質、 優れた経営陣を有するクオリティ銘柄を特定することが必要不可欠であると考えています。



以下の信念に基づき市場の非効率性から収益を獲得します。

長期的な収益成長が株価に最も影響を及ぼすとの信念に基づき、今後 5 年の収益確度が高いクオリティ銘柄の発掘により市場に認識されていない成長性を特定することができると考えます。

確立された、または強化されつつあるフランチャイズ、優れた経営陣を有し、財務基盤が強固または改善傾向にある企業を選好します。

株価が割安で5年の調査ホライズンで市場に認識されていない成長性を有する銘柄の発掘にあたり、優れた 運用チーム、革新的、綿密かつ系統的な企業調査及び規律ある運用プロセスが競合他社比の優位性となります。

投資のベストアイディア及びリスクを考慮しながら組み合わせ、確信度の高いポートフォリオを構築し、魅力的なリスク調整後リターンの獲得を目指します。

GARP スタイルは、ファンダメンタルズが市場を左右するような環境下では下落・上昇相場に関わらず有効であると考えます。

なお、取引の執行は、債券は債券専任の、株式は株式専任のトレーダーが行います。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取

締役会の委嘱を受けて定期的に開催される運用考査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

※上記の運用体制等は2022年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2022年9月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。(親投資信託を除きます。)

ファンドの種類	本数	純資産総額 (円)
追加型株式投資信託	13	103, 353, 172, 046
合計	13	103, 353, 172, 046

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号) 並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日 内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)の財務諸表についての監査を、また、当中間会計期間(自令和4年1月1日至令和4年6月30日)の中間財務諸表についての中間監査を、それぞれ有限責任 あずさ監査法人により受けております。

(1)【貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(令和2年12月31日)	(令和3年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	941, 56	54 755, 591
前払費用	16, 43	31 37, 892
未収委託者報酬	110, 12	29 134, 550
未収運用受託報酬	259, 07	73 316, 845
未収投資助言報酬	18, 74	1,613
未収収益	* 1 553, 36	66 * 1 135, 938
その他の流動資産	6, 24	40 5, 894
流動資産合計	1, 905, 54	1, 388, 326
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 2 183, 85	52 * 2 155, 125
器具備品	* 2 66, 18	80 * 2 45, 491
有形固定資産合計	250, 03	32 200, 616
無形固定資産		
電話加入権	1, 8	50 1,850
ソフトウェア	1, 86	60 1,997
無形固定資産合計	3, 71	
投資その他の資産		
長期差入保証金	2, 6	16 2, 616
預託金		00 300
繰延税金資産	239, 59	91 221, 281
投資その他の資産合計	242, 50	07 224, 197
固定資産合計	496, 25	
資産合計	2, 401, 79	
		_, 010, 000

負債の部 流動負債 預り金 未払手数料 未払委託調査費 *1 その他未払金 *1 リース債務 未払費用 賞与引当金 未払法人税等	,	1 254, 483 2, 265 25, 828
流動負債 預り金 未払手数料 未払委託調査費 *1 その他未払金 *1 リース債務 未払費用 賞与引当金	9, 642 81, 069 397, 420 * 3 298, 117 * 3 2, 265 20, 097 270, 939	11, 770 56, 714 1 120, 348 1 254, 483 2, 265 25, 828
流動負債 預り金 未払手数料 未払委託調査費 *1 その他未払金 *1 リース債務 未払費用 賞与引当金	81, 069 397, 420 * 3 298, 117 * 3 2, 265 20, 097 270, 939	56, 714 1 120, 348 1 254, 483 2, 265 25, 828
預り金 未払手数料 未払委託調査費 *1 その他未払金 *1 リース債務 未払費用 賞与引当金	81, 069 397, 420 * 3 298, 117 * 3 2, 265 20, 097 270, 939	56, 714 1 120, 348 1 254, 483 2, 265 25, 828
未払手数料 未払委託調査費 *1 その他未払金 *1 リース債務 未払費用 賞与引当金	81, 069 397, 420 * 3 298, 117 * 3 2, 265 20, 097 270, 939	56, 714 1 120, 348 1 254, 483 2, 265 25, 828
未払委託調査費 *1 その他未払金 *1 リース債務 未払費用 賞与引当金	397, 420 * 3 298, 117 * 3 2, 265 20, 097 270, 939	1 120, 348 1 254, 483 2, 265 25, 828
その他未払金 *1 リース債務 未払費用 賞与引当金	298, 117 * 2 2, 265 20, 097 270, 939	1 254, 483 2, 265 25, 828
リース債務 未払費用 賞与引当金	2, 265 20, 097 270, 939	2, 265 25, 828
未払費用 賞与引当金	20, 097 270, 939	25, 828
賞与引当金	270, 939	
	-	000 000
未払法人税等	59 989	299, 288
7(12/0)	00, 000	7, 938
未払消費税等	54, 137	43, 601
その他の流動負債	3, 486	_
流動負債合計	1, 197, 163	822, 239
固定負債		
リース債務	8, 116	5, 851
退職給付引当金	74, 806	88, 739
役員退職慰労引当金	9, 083	12, 677
固定負債合計	92, 006	107, 268
	1, 289, 170	929, 507
純資産の部		
株主資本		
資本金	250,000	250,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	698, 000	424, 087
資本剰余金合計	698, 000	424, 087
利益剰余金		
利益準備金	38, 587	62, 500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	126, 036	150, 893
利益剰余金合計	164, 624	213, 393
株主資本合計	1, 112, 624	887, 480
純資産合計	1, 112, 624	887, 480
負債·純資産合計	2, 401, 794	1, 816, 988

税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 法人税等合計 当期純利益

349, 304	75, 810
62, 300	32, 644
29, 030	18, 310
91, 330	50, 954
257, 973	24, 856

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本					E. 1 1)		
		資本乗	制余金		利益剰余金	Ž		
	資本金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計	純資産合計
当期首残高	250, 000	698, 000	698, 000	38, 587	△ 131, 937	△ 93, 349	854, 650	854, 650
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益					257, 973	257, 973	257, 973	257, 973
当期変動額合計	_	_	_		257, 973	257, 973	257, 973	257, 973
当期末残高	250,000	698, 000	698, 000	38, 587	126, 036	164, 624	1, 112, 624	1, 112, 624

当事業年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)

(単位:千円)

							14.	
		株主資本						
		資本剰	制余金		利益剰余金	È		
	資本金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益	利益剰余金 合計	株主資本 合計	純資産 合計
		71 77 7			剰余金			
当期首残高	250, 000	698, 000	698, 000	38, 587	126, 036	164, 624	1, 112, 624	1, 112, 624
当期変動額								
剰余金の配当		△ 273, 912	△ 273, 912	23, 912		23, 912	△ 250,000	△ 250,000
当期純利益					24, 856	24, 856	24, 856	24, 856
当期変動額合計	_	△ 273, 912	△ 273, 912	23, 912	24, 856	48, 768	△ 225, 143	△ 225, 143
当期末残高	250,000	424, 087	424, 087	62, 500	150, 893	213, 393	887, 480	887, 480

注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 3年~15年

器具備品 3年~15年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- 2. 引当金の計上基準
 - (1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生 していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当期に帰属する額を計上しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

収益認識に係る会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約による履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

令和4年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産 また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項 が定められました。
- (2) 適用予定日

令和4年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

		• 7 0
	前事業年度	当事業年度
	(令和2年12月31日)	(令和3年12月31日)
未収収益	515,431 千円	132,671 千円
未払委託調査費	387, 699	118, 193
その他未払金	290, 866	245, 455

2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度	当事業年度
	(令和2年12月31日)	(令和3年12月31日)
建物附属設備	93,363 千円	122,090 千円
器具備品	82, 983	104, 293

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものは以下の通りであります。

D 471 - 1		
	前事業年度	当事業年度
	(自 令和2年1月1日	(自 令和3年1月1日
	至 令和2年12月31日)	至 令和3年12月31日)
その他営業収益	515,431 千円	523,579 千円
委託調査費	387, 699	825, 981
調査費	6, 621	3, 364
諸経費	2, 466	5, 628
器具備品費	275	_

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自令和2年1月1日 至令和2年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式 (株)	5,000	_	_	5,000

2. 配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自令和3年1月1日 至令和3年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,000	_	_	5,000

2. 配当に関する事項 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年 3月26日 定時株主総会	普通株式	250, 000	50, 000	令和2年 12月31日	令和3年 3月29日

(金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。 営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(令和2年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	941, 564	941, 564	_
(2)未収委託者報酬	110, 129	110, 129	_
(3)未収運用受託報酬	259, 073	259, 073	_
(4)未収投資助言報酬	18, 740	18, 740	_
(5)未収収益	553, 366	553, 366	_
(6)長期差入保証金	2, 616	2, 616	_
資産計	1, 885, 489	1, 885, 489	_
(1)未払手数料	81, 069	81, 069	_
(2)未払委託調査費	397, 420	397, 420	_
(3)その他未払金	298, 117	298, 117	_
負債計	776, 607	776, 607	_

当事業年度(令和3年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	755, 591	755, 591	_
(2)未収委託者報酬	134, 550	134, 550	_
(3)未収運用受託報酬	316, 845	316, 845	_
(4)未収投資助言報酬	1,613	1,613	_
(5)未収収益	135, 938	135, 938	_
(6)長期差入保証金	2, 616	2, 616	_
資産計	1, 347, 155	1, 347, 155	_
(1)未払手数料	56, 714	56, 714	_
(2) 未払委託調査費	120, 348	120, 348	_
(3) その他未払金	254, 783	254, 783	_
負債計	431, 847	431, 847	_

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

- (1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収投資助言報酬 (5) 未収収益 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当帳簿価額によっております。
- (6) 長期差入保証金

長期差入保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1) 未払手数料(2) 未払委託調査費(3) その他未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額 前事業年度(令和2年12月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	941, 564			_
未収委託者報酬	110, 129	_	_	_
未収運用受託報酬	259, 073	_	_	_
未収投資助言報酬	18, 740	_	_	_
未収収益	553, 366	_	_	_
長期差入保証金	_	2, 616	_	_
合計	1, 882, 873	2, 616		_

当事業年度(令和3年12月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	755, 591			_
未収委託者報酬	134, 550	_	_	_
未収運用受託報酬	316, 845	_	_	_
未収投資助言報酬	1,613	_	_	_
未収収益	135, 938	_	_	_
長期差入保証金	_	2, 616		_
合計	1, 344, 539	2, 616	_	_

(有価証券関係)

前事業年度(令和2年12月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(令和3年12月31日) 該当事項はありません。

(デリバティブ関係) 前事業年度(令和2年12月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(令和3年12月31日) 該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。なお、退職一時金制度は、退職給付会計に関する実務指針(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 13 号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	前事業年度	当事業年度
	(令和2年12月31日)	(令和3年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	71, 775	74, 806
退職給付費用	7, 921	13, 933
退職給付の支払額	4, 890	_
退職給付引当金の期末残高	74, 806	88, 739

(2) 退職給付費用

	前事業年度	当事業年度
	(自 令和2年1月1日	(自 令和3年1月1日
	至 令和2年12月31日)	至 令和3年12月31日)
退職給付費用 (千円)	7, 921	13, 933

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度は18,670千円、当事業年度は18,660千円であります。

(ストックオプション関係) 前事業年度(令和2年12月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(令和3年12月31日) 該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(令和2年12月31日)	(令和3年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	4,408 千円	2,062 千円
未払費用否認	6, 153	7, 908
賞与引当金	82, 961	91, 641
退職給付引当金	22, 905	27, 172
役員退職慰労引当金	2, 781	3, 881
資産除去債務	21, 964	21, 964
税務上の繰越欠損金	101, 196	70, 531
繰延税金資産小計	242,372 千円	225,163 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性		
引当額(注1)	_	_
将来減産一時差異等の合計に係る		
評価性引当額	△2, 781	△3, 881
評価性引当額小計	△2,781 千円	△3,881 千円
繰延税金資産合計	239,591 千円	221,281 千円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(令和2年12月31日)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	26, 792	26, 792	26, 792	20, 819	1	-	101, 196 千円
評価性引当額	Ī	Í	Ī	Í	ĺ	1	- 千円
繰延税金資産	26, 792	26, 792	26, 792	20, 819	ı	ı	(b)101,196 千円

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 税務上の繰越欠損金 101,196 千円 (法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産 101,196 千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、平成 29 年 10 月に合併をしたことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度(令和3年12月31日)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	26, 792	26, 792	16, 946		-	_	70,531 千円
評価性引当額	_	_	Ī	Ī	Í	-	-千円
繰延税金資産	26, 792	26, 792	16, 946		-	-	(b) 70,531 千円

- (a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 税務上の繰越欠損金 70,531 千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産 70,531 千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、平成 29 年 10 月に合併をしたことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(令和2年12月31日)	(令和3年12月31日)
法定実効税率		
(調整)	30.62 %	30.62 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.60	35. 56
評価性引当金計上	\triangle 12.74	1.45
その他	0.67	$\triangle 0.42$
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.15 %	67. 21 %

(持分法損益等)

前事業年度(自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日) 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度(自令和2年1月1日 至令和2年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	合計
外部顧客への売上高	1, 007, 034	916, 885	21, 468	1, 945, 388

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	英国	香港	米国	合計
1, 928, 003	137, 938	9, 152	515, 431	2, 590, 525

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
A 社	484, 569

(注)運用受託報酬については守秘義務を負っているため、社名の公表は控えております

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

当事業年度(自令和3年1月1日 至令和3年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	合計
外部顧客への売上高	886, 823	1, 188, 627	4, 343	2, 079, 794

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	英国	香港	米国	合計
2, 079, 794	93, 346	13, 371	523, 579	2, 710, 091

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資產

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
A 社	559, 492
B 社	246, 516

(注)運用受託報酬については守秘義務を負っているため、社名の公表は控えております

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度(自令和2年1月1日 至令和2年12月31日)

	14		C (口 137	H 2 I	/1 1 🗇 🗇						
	種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
•	親会社	Barings	米国シャーロ	618, 841 千米	投資運用業	(被所有)	兼業契約	*1 情報提供・ コンサルタント 業務及び 委託業務	819, 471	未収収益	515, 431
	税云红	LLC	ット	ドル	投 貫連用来	間接 100%	運用委託契約	*2 運用委託	358, 822	未払委託 調査費	387, 699
							経費の支払	経費の立替	6, 841	その他 未払金	290, 866

当事業年度(自令和3年1月1日 至令和3年12月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Barings	米国シャーロ	597, 380 千米	投資運用業	(被所有)	兼業契約	*1 情報提供・ コンサルタント 業務及び 委託業務	523, 579	未収収益	132, 671
税云仁	LLC	ット	ドル	仅頁理用来	間接 100%	運用委託契約	*2 運用委託	825, 981	未払委託 調査費	118, 193
						経費の支払	経費の支払	1, 734	その他 未払金	245, 455

(2) 兄弟会社等

前事業年度(自令和2年1月1日 至令和2年12月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の 子会社	Baring Asset Management	英国 ロンドン	40,000 千英 ポンド	投資運用業	なし	兼業契約	*1 情報提供・ コンサルタント 業務及び 委託業務	148, 924	未収収益	35, 016
于云红	Ltd.		*\ \ \			運用委託契約	*2 運用委託	106, 756	未払 手数料	23, 991

- (注) 1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生しておりません。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *(1) 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その 役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。
 - *(2) 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

2. 親会社に関する注記

Barings LLC (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(自 令和2年1月1日	(自 令和3年1月1日
	至 令和2年12月31日)	至 令和3年12月31日)
1株当たり純資産額	222, 524. 87 円	177, 496. 16 円
1株当たり当期純利益金額	51, 594. 75 円	4, 971. 28 円

- (注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 令和2年1月1日	(自 令和3年1月1日
	至 令和2年12月31日)	至 令和3年12月31日)
当期純利益金額	257, 973	24, 856
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益金額(千円)	257, 973	24, 856
期中平均株式数(千株)	5	5

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

	(単位:千円)
	当中間会計期末
the star to	(令和4年6月30日)
資産の部	
流動資産	501 003
現金及び預金	521, 86
前払費用	27, 187
未収委託者報酬	120, 967
未収運用受託報酬	375, 824
未収投資助言報酬	1, 731
未収収益	140, 159
その他の流動資産	5, 154
流動資産計	1, 192, 886
固定資産	
有形固定資産	* 1
建物附属設備	140, 76
器具備品	36, 454
有形固定資産計	177, 216
無形固定資產	
電話加入権	1,850
ソフトウェア	639
無形固定資産計	2, 490
投資その他の資産	
長期差入保証金	3, 072
預託金	300
繰延税金資産	221, 281
投資その他の資産計	224, 653
固定資産計	404, 359
資産合計	1, 597, 246
負債の部	
流動負債	
預り金	23, 300
未払手数料	47, 050
未払委託調査費	280, 530
その他未払金	6, 64
リース債務	2, 26
未払費用	15, 923
賞与引当金	196, 980
未払法人税等	51, 33
未払消費税等	* 2 27, 32
流動負債計	651, 36
固定負債	
リース債務	6, 98
退職給付引当金	89, 848
役員退職慰労引当金	14, 347
固定負債計	111, 180
負債合計	762, 54
英麗の部	
株主資本	
資本金	250,000
資本剰余金	250, 000
	904 004
その他資本剰余金	324, 08'
資本剰余金計	324, 08
利益剰余金	
利益準備金	62, 500

その他利益剰余金 繰越利益剰余金 利益剰余金計 株主資本計 純資産合計 負債・純資産合計

198, 116
260, 616
834, 704
834, 704
1, 597, 246

	(単位:千円)
	当中間会計期間
	(自 令和4年1月1日
	至 令和4年6月30日)
業収益	
委託者報酬	380, 070
運用受託報酬	707, 367
投資助言報酬	2, 451
その他営業収益	270,060
営業収益計	1, 359, 949
業費用	
支払手数料	185, 403
広告宣伝費	5, 222
調査費	485, 207
調査費	58, 877
委託調査費	426, 330
委託計算費	19, 762
営業雑経費	14, 392
通信費	1,729
印刷費	12, 164
協会費	498
営業費用計	709, 989
·般管理費	
給料	337, 015
76.74 役員報酬	23, 933
役員報酬 給料・手当	23, 933 183, 828
和付・ナヨ 賞与	
	129, 253
交際費	565
旅費交通費	3, 101
福利厚生費	32, 341
人材募集費	7, 511
業務関連委託費用	29, 032
租税公課	10, 096
不動産賃借料	64, 316
固定資産減価償却費	* 1 26, 118
退職給付費用	17, 497
役員退職慰労引当金繰入額	1, 670
諸経費	15, 760
一般管理費計	545, 030
営業利益	104, 930
営業外収益	
雑収入	1, 297
営業外収益計	1, 297
常業外費用	
為替差損	9, 025
その他	140
営業外費用計	9, 165
経常利益	97, 062
別損失	
特別退職金支出額	6, 924
特別損失計	6, 924
打扮領人司 記引前中間純利益	
	90, 137
三人税, 住民税及び事業税	* 2 42, 914
长人税等合計 P間純利益	42, 914
	47, 223

(3) 株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

(単位:千円)

		\ 1 2				1 1 1 17		
		株主資本						
		資本剰余金		利益剰余金				
	V= 1 A				その他利益		株主資本	純資産
	資本金	その他資本	資本剰余金	利益	剰余金	利益剰余金	合計	合計
		剰余金	合計	準備金	繰越利益	合計	ЦНІ	
					剰余金			
当期首残高	250,000	424, 087	424, 087	62, 500	150, 893	213, 393	887, 480	887, 480
当中間期変動額								
剰余金の配当		△ 100,000	△ 100,000				△ 100,000	△ 100,000
中間純利益					47, 223	47, 223	47, 223	47, 223
当中間期変動額合計		△ 100,000	△ 100,000		47, 223	47, 223	\triangle 52, 776	\triangle 52, 776
当中間期末残高	250,000	324, 087	324, 087	62,500	198, 116	260, 616	834, 704	834, 704

	当中間会計期間
項目	(自 令和4年1月1日
	至 令和 4 年 6 月 30 日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く)
	定額法によっております。
	なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
	建物附属設備 3~15 年
	器具備品 3~15 年
	(2)無形固定資産 (リース資産を除く)
	定額法を採用しております。
	なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における
	見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しておりま
	す。
	(3) リース資産
	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法に
	よっております。
2. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金
	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退
	職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発
	生していると認められる額を計上しております。
	なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算してお
	ります。
	(2)役員退職慰労引当金
	役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく当 中間会計期間末要支給額を計上しております。
	一 「
	従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に
	基づき当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
3. 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業におけ
	る主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点
	(収益を認識する通常の時点) は以下のとおりであります。
	(1)委託者報酬
	当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額
	を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益とし
	て認識しております。
	(2) 運用受託報酬
	対象顧客との投資一任契約に基づき月末時点の純資産価額
	または日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間に
	わたり収益として認識しております。またファンドの運用成
	果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬
	を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いこ
	とが判明した時点で収益を認識しております。
	(3) その他営業収益
	関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定めら
	れた算式に基づき月次で認識しております。
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円
への換算基準	貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

	当中間会計期間
項目	(自 令和4年1月1日
	至 令和 4 年 6 月 30 日)
1. 収益認識に係る会計基準等	「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3
	月 31 日。以下「収益認識会計基準」という)等を当中間会計期
	間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移
	転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれ
	る金額で収益を認識しております。
	収益認識会計基準等の適用については、当中間会計期間の中間財
	務諸表に与える影響はありません。
2. 時価の算定に関する会計基準等	「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年
	7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計
	期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商
	品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年7月4日)
	第 44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準
	等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。
	これによる、当中間会計期間の中間財務諸表に与える影響はあり
	ません。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末(令和4年6月30日現在)

*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物附属設備136, 453 千円器具備品114, 690 千円

*2 消費税等の取扱い

仮受消費税及び仮払消費税は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)

*1 減価償却実施額

有形固定資産24,761 千円無形固定資産1,357 千円

*2 当中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間末 (自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間 会計期間末
普通株式 (株)	5,000	_	_	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株あたり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年 3月29日 定時株主総会	普通株式	100, 000	20, 000	令和3年 12月31日	令和 4 年 3 月 30 日

当中間会計期間 (自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、未払手数料、未払委託 調査費、その他未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、 記載を省略しております。

長期差入保証金

長期差入保証金は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

(収益認識関係)

当中間会計期間 (自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項(セグメント情報等)に記載のとおり、当社は「投資運用業」の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

当中間会計期間 (自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	英国	香港	米国	合計
1, 063, 938	25, 951	5, 587	264, 473	1, 359, 949

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益
A 社	489, 366

(注) 運用受託報酬については守秘義務を負っているため、社名の公表は控えております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 令和 4 年 1 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)	
1株当たり純資産額	166, 940. 94 円	
1株当たり中間純利益	9, 444. 78 円	

(注)

- 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。
- 2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

2: 1				
当中間会計期間				
(自 令和4年1月1日				
至 令和 4 年 6 月 30 日)				
中間純利益(千円)	47, 223			
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-			
普通株式に係る中間純利益(千円)	47, 223			
期中平均株式数(千株)	5			

(重要な後発事象)

	 当中間会計期間	
	(自令和4年1月1日	
	至 令和4年6月30日)	
該当事項はありません。		

独立監査人の監査報告書

令和4年3月23日

ベアリングス・ジャパン株式会社 取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているベアリングス・ジャパン株式会社の令和3年1月1日から令和3年12月 31日までの第 37 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベアリングス・ジャパン株式会社の令和3年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、 状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な

不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、 関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示してい るかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年9月27日

ベアリングス・ジャパン株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 松井貴志

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているベアリングス・ジャパン株式会社の令和4年1月1日から令和4年12月 31日までの第 38 期事業年度の中間会計期間(令和4年1月1日から令和4年6月 30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベアリングス・ジャパン株式会社の令和4年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(令和4年1月1日から令和4年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際 して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討 する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明すること

が求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事 象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

 公開日
 令和4年11月10日

 作成基準日
 令和4年9月27日

本店所在地 東京都中央区京橋二丁目2番1号 お問い合わせ先 法務・コンプライアンス部